

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第五号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成二年佐賀県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七の第二号の表の保健体育の項中「体育社会学」の下に「、体育史」を加え、別表第七の第三号の表の保健体育の項中「体育社会学」の下に「、体育史」を加え、同表の福祉の項中

社会福祉総合実習 （社会福祉援助実 習及び社会福祉施 設等における介護 実習を含む。）

を

社会福祉総合実習 （社会福祉援助実 習及び社会福祉施 設等における介護 実習を含む。）	人体構造及び日常 生活行動に関する 理解	加齢及び障害に関 する理解

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十三年三月三十一日において教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学（次項において「課程認定大学」という。）の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第七の第三号の表に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得したものについては、この規則による改正後の教育職員免許状に関する規則（以下「新規則」という。）別表第七の第三号の表に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

3 平成二十三年四月一日以後に課程認定大学に入学した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法第百八条第七項、第二百二十二条又は第百三十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者を除く。）以外の者であつて、平成二十六年三月三十一日までに、旧規則別表第七の第三号の表に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得したものは、新規則別表第七の第三号の表に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。